入 所 重 要 事 項 説 明 書

介護老人保健施設　にしの老人保健施設

（令和８年１０月１日現在）

１．　施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設　にしの老人保健施設
・開設年月日　　平成１４年４月１日
・所在地　　〒932-0057　富山県小矢部市本町３－３８
・電話番号　　ＴＥＬ（０７６６）６７－４４３０
　　ＦＡＸ（０７６６）６７－５３３３
・管理者名　　西野　一晴
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（　１６５０９８０００４　号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所利用者の方々が、その能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、在宅生活を送っておられる方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めています。

［介護老人保健施設にしの老人保健施設の運営方針］

① 市街地にある良さを十分に生かし、街の空気に触れながら、在宅復帰を最重要目的として、生き生きと過ごせる老人保健施設を目指します。
② ご利用者お一人お一人の能力に応じたサービス計画の立案とその遂行に努力します。
③ 明るく、家庭的な雰囲気を常に心掛けるとともに、人が集う、安らぎのある、

地域に開かれた施設を目指します。

④ 職員は、日々、より良いサービスの提供を希求し、惜しまず研鑽を積む事を約束します。

（3）施設の職員体制（下記の法で定められた職員が勤務しています）

	員数	業務内容
・管理者	1名	従業者の総括管理、指導
・医　　師	1名以上	日常的な医学的対応
・看護職員	10名以上	健康管理及び看護
・薬剤師	0.3名以上	調剤、薬剤管理、服薬指導
・介護職員	23名以上	日常生活上の介護
・支援相談員	1名以上	相談、計画の指導
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	ﾘﾊﾋﾞﾘﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの作成 機能訓練の実施、指導
・管理栄養士 ・栄養士	1名以上	栄養食事管理
・介護支援専門員	1名以上	施設ｻｰﾋﾞｽ計画、申請手続き
・事務職員	必要数	施設利用請求、物品管理
・その他	必要数	

（4）入所定員等　　・定員　　９７名

・療養室　　従来型個室　　５室

多床室　　２人室　８室　　４人室　１９室

２．ご利用料金

利用者の方にご負担いただく金額は、別の定めによる次の２つの合計額です。

① 介護保険サービス費のご利用料金（各利用者の負担割合に応じた金額）

② 介護保険サービス費以外のご利用料金（全額負担）

３．お支払い方法

（1） 毎月１０日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

（2） お支払い方法には、現金、銀行振込、口座振替の３方法があります。利用申込時にお選び下さい。

４．サービス内容

（１）　介護保険証の確認

ご利用の申込に当り、ご利用希望者の介護保険者証を確認させて頂きます。

（２）　施設サービス計画の作成

当施設でのｻｰﾋﾞｽは、どのような介護ｻｰﾋﾞｽを提供すれば在宅復帰が可能となられるかという施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づいて提供されます。ご利用者の心身の状況等を踏まえ、その方の療養が妥当適切に行われるよう施設サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく施設サービスの提供により、要介護状態の軽減又は悪化防止に努めます。この計画は、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者（ご家族）の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については、同意を頂くようになります。

（３）　食事サービス

① 食事を美味しく召し上がって頂けるような雰囲気作りに努めています。
② 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくお出しできるような整った食事提供を行う体制を確保しています。
③ 個々の身体状況に応じた食事介助や食事評価を心掛けています。
④ ご利用者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、ご利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、栄養状態の管理を行います。

（４）　入浴サービス

ご利用者の身体状況により、一般介助浴槽のほか、特別浴槽での対応も可能です。ただし、ご利用者の健康状態によっては清拭となる場合もあります。

（５）　医学的管理・看護

常にご利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、療養上妥当適切な診療を行います。また、一般状態の観察に努め、異状の早期発見につなげるよう努力します。

（６）　介護

ご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう懇切丁寧に、適切な技術をもって行うことを旨と致します。

（７）　機能訓練

訓練室での活動のみならず、ご利用者の生活の場においても、生活の中のリハビリテーションとして役立つような指導を計画的に実施致します。

（８）　相談援助サービス

相談受付担当者として、支援相談員が勤務しております。

５．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

（１）協力医療機関

・名　称　　西野内科病院
・住　所　　〒932-0057　小矢部市本町３－３３
・電話番号　　（0766）67-1730　　ＦＡＸ（0766）67-1798

（２）協力歯科医療機関

・名　称　　上田歯科医院
・住　所　　〒932-0044　小矢部市新富町１－１２
・電話番号　　（0766）67-0250
・名　称　　北陸中央病院　歯科口腔外科
・住　所　　〒932-8503　小矢部市野寺１２３
・電話番号　　（0766）67-1150

６．緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

７．施設利用に当たっての留意事項

（１）食事　：施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は、保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をｻｰﾋﾞｽ内容としておりますので、その実施には食事内容の管理が欠かせません。つきましては、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

（２）面会　：面会時は、必ず面会簿にご記入下さい。
面会時間は感染状況等により異なりますので､施設ス

タッフやホームページにてご確認ください。
同室の方にご迷惑をかけないようにお願いします。

（３）外出・外泊　：外出・外泊の際には、事前に必ず行き先と帰設時刻を所定の用紙へ記入にてお届下さい。

（４）飲酒・喫煙　：施設内での飲酒、喫煙はご遠慮下さい。

（５）火気の取扱い　：施設内での火気の取扱いは厳禁です。

（６）設備・備品の利用　：施設内の設備・備品は本来の用法に従ってご利用下さい。

（７）所持品の管理　：所持品には必ず氏名をご記名下さい。

（８）金銭・貴重品の管理　：家具には鍵が備付けてありますので、各自で管理していただくこととなります。多額の金銭・貴重品はお持ちにならないで下さい。

（９）外出・外泊時等の施設外での受診　：外出・外泊時等の施設外での受診の際には、施設の担当職員に必ずご相談下さい。

（１０）宗教活動・政治活動　：施設内で、他ご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

（１１）ペットの持ち込み　：施設内へのペットの持ち込み及び飼育は、お断り致します。

８．事故発生時の対応

（１）当施設は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

（２）事故の状況及び事故に際してとった対応について記録を行い、事故の原因を解明し、再発防止の為の対策を行います。

（３）サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

９．非常災害時の対策

（１）　災害時の対応

別途定める「医療法人社団にしの会　にしの老人保健施設　消防計画」にのっとり対応を行います。

（２）　平常時の訓練

別途定める「医療法人社団にしの会　にしの老人保健施設　消防計画」にのっとり、年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練をご利用者の方も参加して実施します。

（３）防災設備

スプリンクラー・消化器・消火栓・防火扉・防火シャッター・非常階段自動火災報知器・誘導灯・非常通報装置・非常用電源・消火用散水栓・ガス漏れ報知器・漏電火災報知器・カーテン・ブラインド等は全て耐火性のあるものを使用しています。

１０．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、他利用者への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

１１．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の担当者として支援相談員及び施設介護支援専門員（ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ）が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（受付時間 8:30～17:00　℡ 0766－67－4430）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致します。また、サービスステーション前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。あるいは、以下の相談窓口をご利用いただく事もできます。

・小矢部市健康福祉課　　℡（0766）67-8605　FAX（0766）67-8602
・砺波地方介護保険組合　℡（0763）34-8333　FAX（0763）34-8334
・富山県国民健康保険団体連合会
　　℡（076）431-9833　FAX（076）431-9834
・富山県福祉サービス運営適正化委員会
　　℡（076）432-3280　FAX（076）432-6532

１２．カスタマーハラスメントについて

当事業所では、すべての利用者の方に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保する事を大切にしています。

そのため、利用者又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する恐れがある行為についてはカスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当する事があります。

・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動

・業務の範囲を超えた過度な要求

・長時間にわたる必要な要望やクレーム

・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまで通り誠意をもって対応いたしますので遠慮なくお申し出ください。

１３．その他

第三者評価は実施していません。

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。